

論文要旨

近年、労働者個人と使用者とのあいだで、個別的な労働契約や労働条件に関わる紛争が増加しており、さまざまな行政機関がそうしたいわゆる「個別労働紛争」の調整・解決サービスの提供に乗り出している。本研究では、こうした中、従来より労働相談をその主要な活動としてきたコミュニティ・ユニオンの個別労働紛争解決機能に焦点をあてて、コミュニティ・ユニオンがどのように紛争の解決をはかっているか、また、行政の紛争解決機関とどのような関係にあるか、明らかにすることを目的とする。

研究にあたっては、5つのコミュニティ・ユニオンや都道府県労働局・総合労働相談コーナー、労政事務所へヒアリングをおこなうとともに、各ユニオンの具体的解決事例を収集し分析をおこなった。本研究によって、以下のようなことが明らかになった。

まず第1に、行政の労働紛争解決機関は、公的なセーフティネットとして、広くさまざまな個別労働紛争の相談・処理の受け皿として機能しているものの、一方で、行政間の連携がとれておらず無駄や弊害が多いこと、強制力を持たない中立的立場からの調整は、解雇などの事案においては実効的な解決が期待できないこと、などの問題点が指摘された。

第2に、コミュニティ・ユニオンは、行政に比べて扱う紛争件数は少ないものの、多様な紛争解決スキームを持っており、個別事案の内容や使用者の態度によって、それを戦略的に使い分けて解決をはかっていることが明らかにされた。とりわけ、都道府県労働委員会をはじめ、さまざまな行政の紛争解決手段を積極的に活用し、連携しながら解決につなげていることが示された。また、労働組合法を背景にした、法的保護のあるユニオンの団体交渉や抗議行動は、実効的な解決に結びついていることが示された。

第3に、コミュニティ・ユニオンは、行政と比べて明確に労働者の立場に立つものであり、それゆえ、あらゆる労働相談を受け入れ、終始一貫して紛争解決をサポートしていることが見出された。このため、行政の紛争解決から漏れてしまった事案も扱うなど、コミュニティ・ユニオンが行政を補完する機能を果たしていることが明らかになった。さらには、紛争当事者に対するユニオンや他の組合員からの精神的サポートがコミュニティ・ユニオンの紛争解決の「強み」となっていることも示された。

以上のことから、今後、実効的な裁判外紛争解決手段（ADR）を築く課題として、行政の紛争解決機関相互のコーディネーションをはかり、コミュニティ・ユニオンもこうした行政間の連携のなかで、ユニオンの「強み」を活かした紛争解決をはかるよう努めることが提起された。